

こども家庭センターにおける 母子保健と児童福祉の連携について

明星大学 川松亮

福祉職から見た保健師

- ☆家庭訪問による支援が可能
- ☆関わりにくい家庭につながる事ができる
- ☆保健師を通じて支援につなげることもできる存在
- ☆健康状況の的確な把握に基づく支援が可能となる
- ☆母親に寄り添った支援が可能となる

一方で、

- ☆家族全体に対する支援のスタンスが共有できないことがある
- ☆家族歴などの背景を踏まえた家族理解が共有できないことがある
- ☆お互いに大切にしたい観点が異なることがある

調査研究に見る母子保健と児童福祉との 連携の課題

子どもの虹情報研修センター2022年度研究報告書「周産期からの早期支援に
おける市町村の母子(親子)保健と児童家庭福祉の連携・協働」
(主任研究者増沢高)から

◇連携が促進される要件

(1) 支援過程を共にすること



- ①保健と福祉の専門性についての相互理解
- ②情報共有やアセスメントの質的向上
- ③ケースへのアプローチの質的向上

ヒアリングでのコメントから

①について

「保健師とSWとが一緒に仕事をする中で、乳児の発達や母子保健のことを学べ、社会福祉士からは生活保護のことなど知識が増える機会になった。協働を考えるにあたり、お互いの職種の専門性やアプローチの仕方も学べた」

「個別ケースの支援を一緒に関わる体制が取れるようになり、ケースを通して福祉の考え方、保健の考え方を知ったことも利点」

②について

「一緒に行って、実際に会って話して、どのように支援していくかを一緒に考える方が、緊張感も含めて伝わりやすいという実感がある」

③について

「支援が必要なケースには2人で一緒に訪問や面談を対応する。2人で対応することでお互いの過不足を補い合っている。例えば、予防接種などの健康問題は母子保健、社会資源の紹介などは福祉というように2人が協働することでケースが相談したいことにすぐに対応できることにつながる」

調査研究に見る母子保健と児童福祉との 協働の課題

子どもの虹情報研修センター2022年度研究報告書「周産期からの早期支援に
おける市町村の母子(親子)保健と児童家庭福祉の連携・協働」
(主任研究者増沢高)から

◇連携が促進される要件

(2) 組織のリーダーシップ

[ヒアリングでのコメントから]

「保健師が児童福祉部署の係長として配置されており、母子保健の視点を子ども家庭相談部門に広げている」

「サポート会議には児童相談のSVも必ずはいる。児童相談のSVは児相のケースワーカーのOBで、月10回きてくれている。日常の相談や家庭訪問の同伴もしてくれる。この制度を作ったのは以前母子保健を担当していた保健師である」

調査研究に見る母子保健と児童福祉との 協働の課題

子どもの虹情報研修センター2022年度研究報告書「周産期からの早期支援に
おける市町村の母子(親子)保健と児童家庭福祉の連携・協働」
(主任研究者増沢高)から

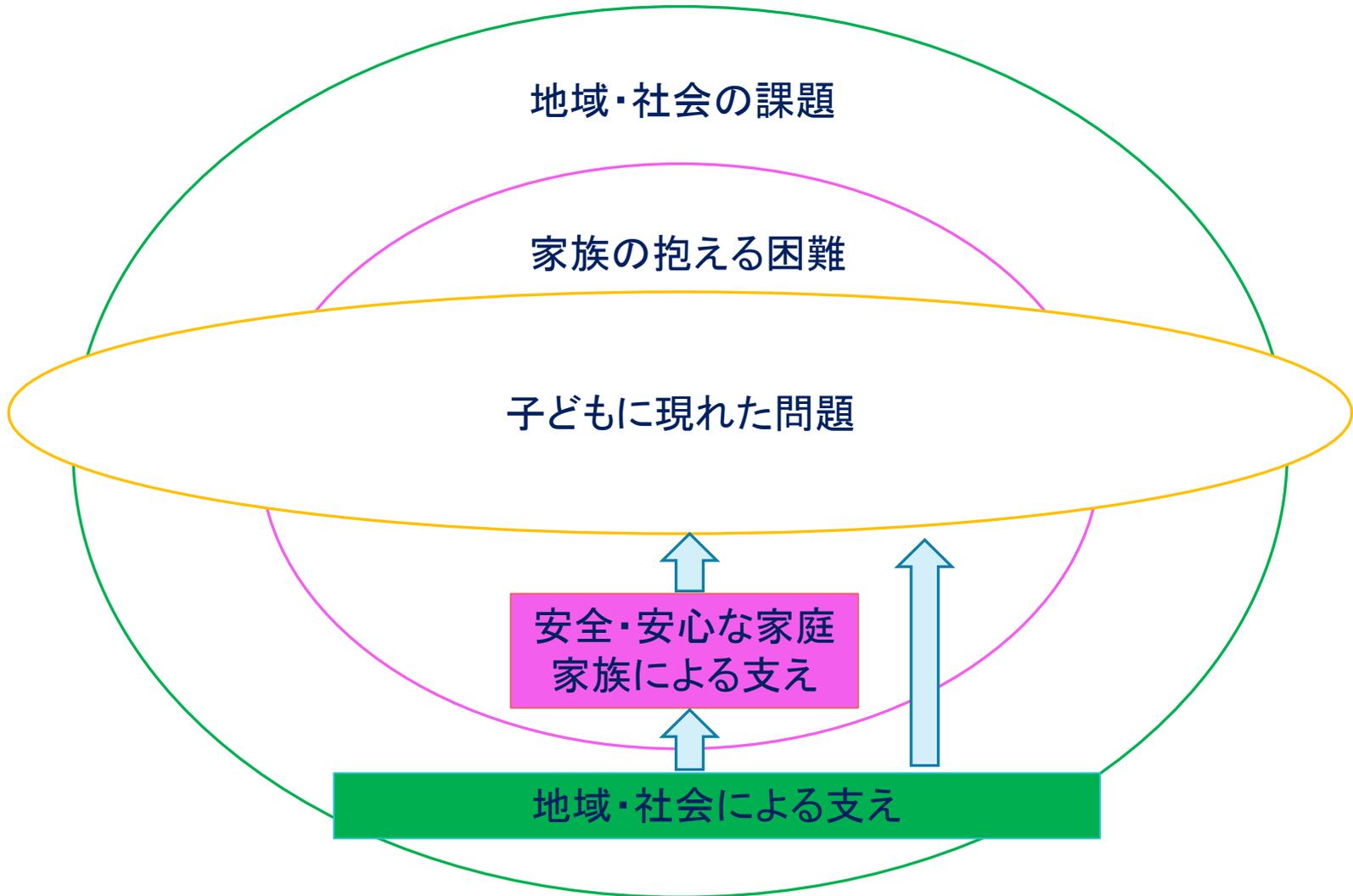
☆母子保健と児童福祉の協働が重視される状況として

➡ 周産期におけるハイリスクケースへの支援

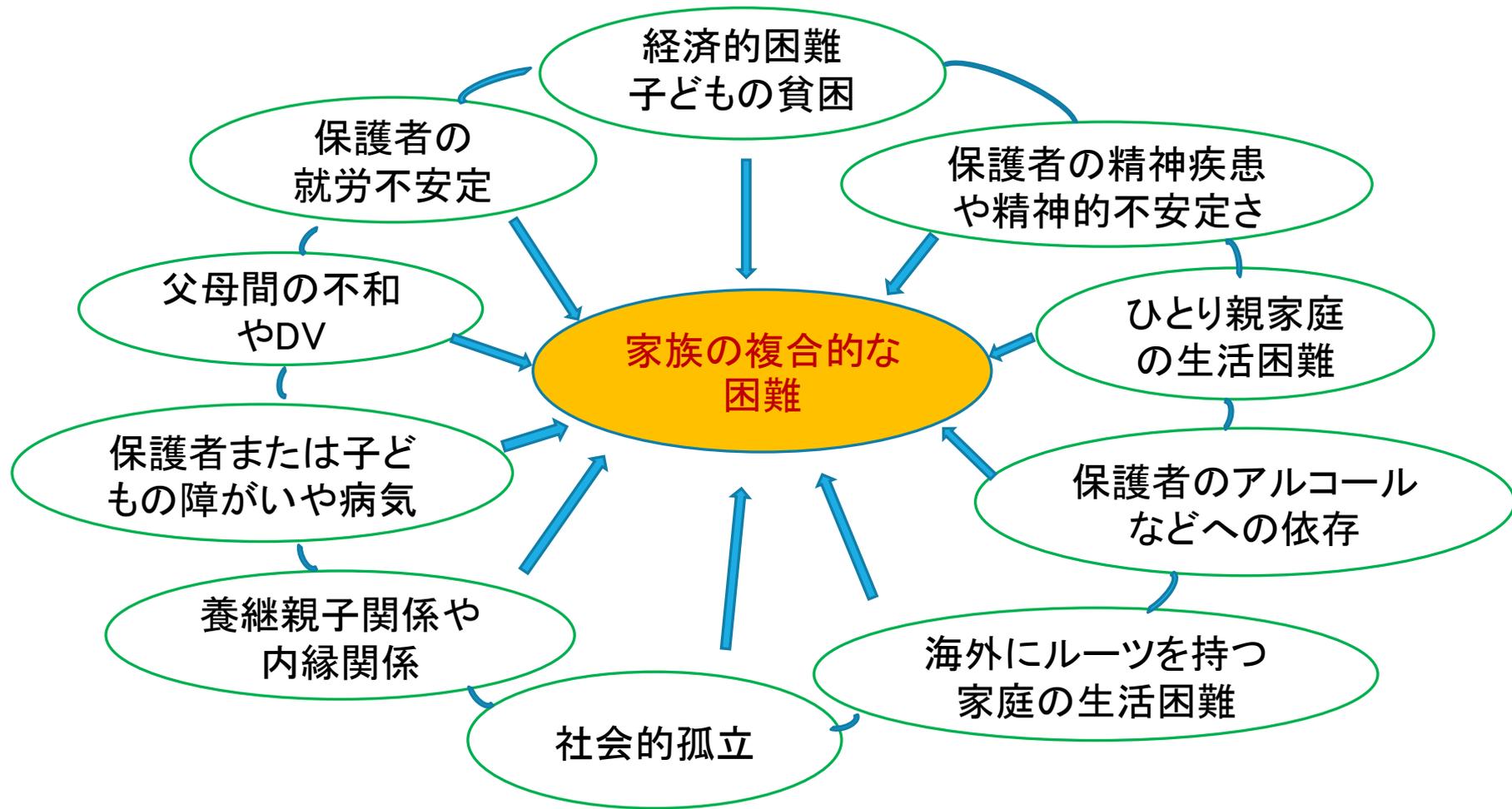
[ヒアリングでのコメントから]

「日常的に声を掛け合って同行訪問をする。母子保健でお母さんに会えるチャンスをうまくつかんで一緒に動く。新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問の機会を活かすことで児童福祉側も入りやすい。母子保健と一緒に動くことで予防的な視点で入っていける。予防からかわることができる点が利点」

子どもに現れた問題の背景



子ども家庭相談でかかわる家族の状況 ～家族は様々な困難を抱えている～



子育て困難の背景には 社会的孤立もある

- 身近なサポートがない。(親族、知人、友人)
- 地域における社会資源の不足が家族の困難を深める。
→新たな支援を創り出すソーシャルアクションが必要
- 支援資源があっても、知らない、つながれない、
つながらない家庭がある。
→つながる可能性のある民間団体との協働が必要

地域社会での「つながり」による支援

○子どもの問題は家族が抱える困難の反映

○子どもの幸せのために、家族が抱える困難をひとつひとつ解消していく支援が必要

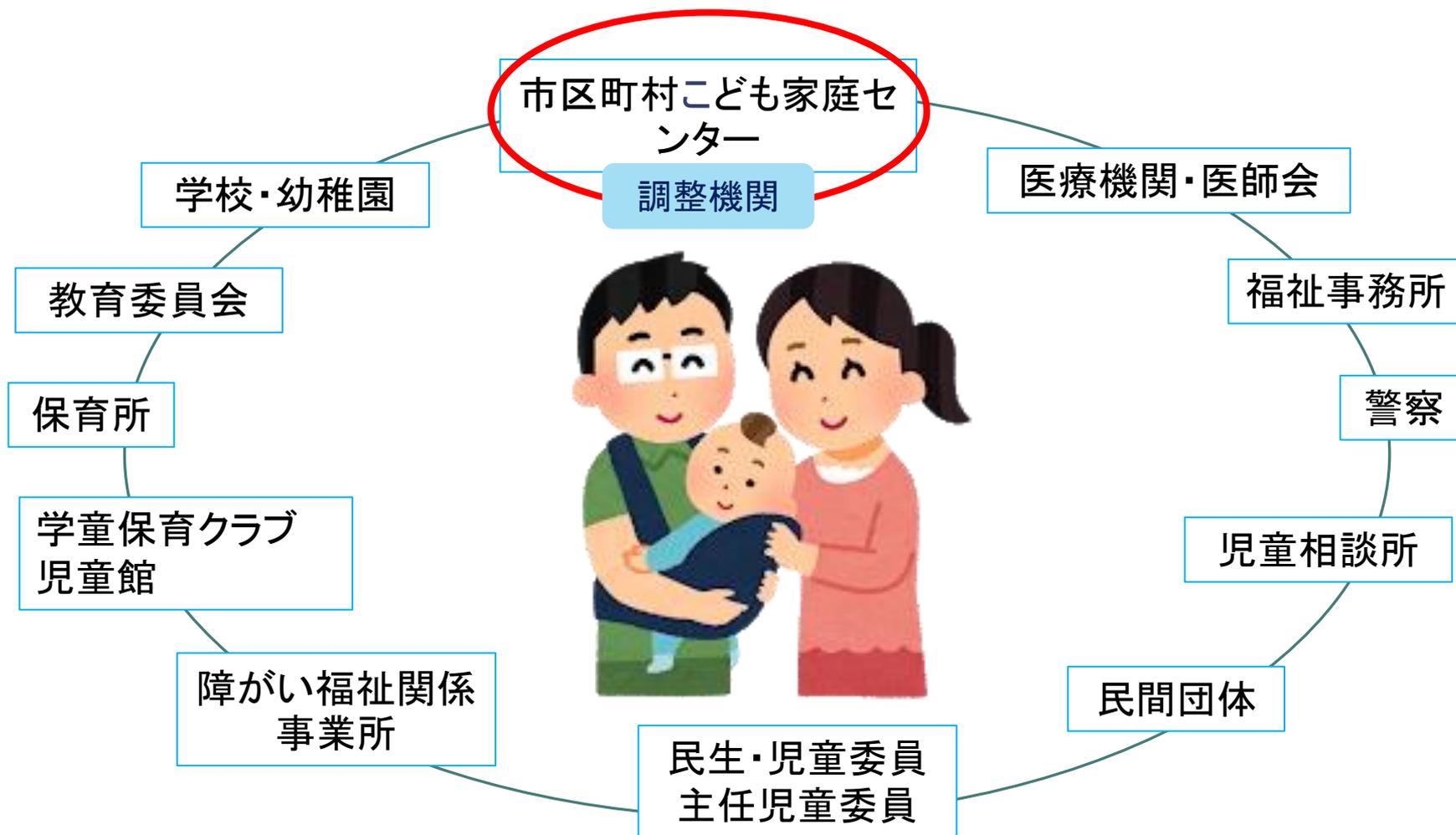
○そのために、地域の多様な機関が関わってそれぞれが持てる役割を果たすことが大切

○家族を支援するために地域の関係機関と【つながる・つなげる・つながり合う】ことが重要

➡でもなかなかつながらない現実がある。

○確実につなげるためには、同行支援などの工夫が求められる。

地域でのネットワークによる支援が大切
～要保護児童対策地域協議会の活性化を～



常日頃からの地域ネットワークづくりを！

要保護児童対策地域協議会とは、
子どもの育ちを応援するために、
地域の支援者たちが得意を持ち寄り
手をつなぐネットワーク



関係機関や地域の支援者が、
自らができる支援を考え協働し合う場

子ども家庭福祉における市区町村重視の 経緯①

☆2004年(平成16年)児童福祉法改正

市町村を第一義的相談窓口とし、虐待通告先として追加された。

← 背景として児童相談所の虐待対応件数が増加し、対応窓口を増やす必要があった。

☆2008年(平成20年)児童福祉法改正

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等子育て支援事業が市町村事業として法定化され努力義務化された。

← 虐待死亡事例検証の中で、0日死亡事例をなくすため、妊娠期からの切れ目のない支援が求められるようになった。

子ども家庭福祉における市区町村重視の経緯②

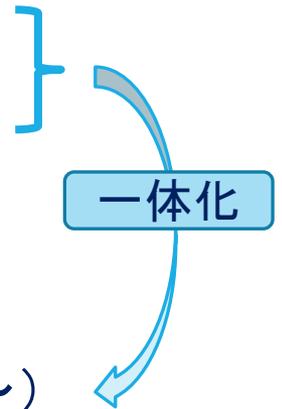
☆2016年(平成28年)児童福祉法改正

市町村・都道府県・国の役割分担の明確化

児童相談所から市町村への送致や指導委託が法定化

市町村に子ども家庭総合支援拠点設置の努力義務化

市町村に子育て世代包括支援センター設置の努力義務化



☆2022年(令和4年)児童福祉法改正

市町村にこども家庭センター設置の努力義務化(2024年度～)

サポートプランを作成し手交する

市町村の業務

【児童福祉法第10条】 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な**実情の把握**に努めること。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な**情報の提供**を行うこと。
- 3 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの**相談**に応ずること並びに必要な**調査及び指導**を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 4 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した**計画の作成**その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な**支援**を行うこと。

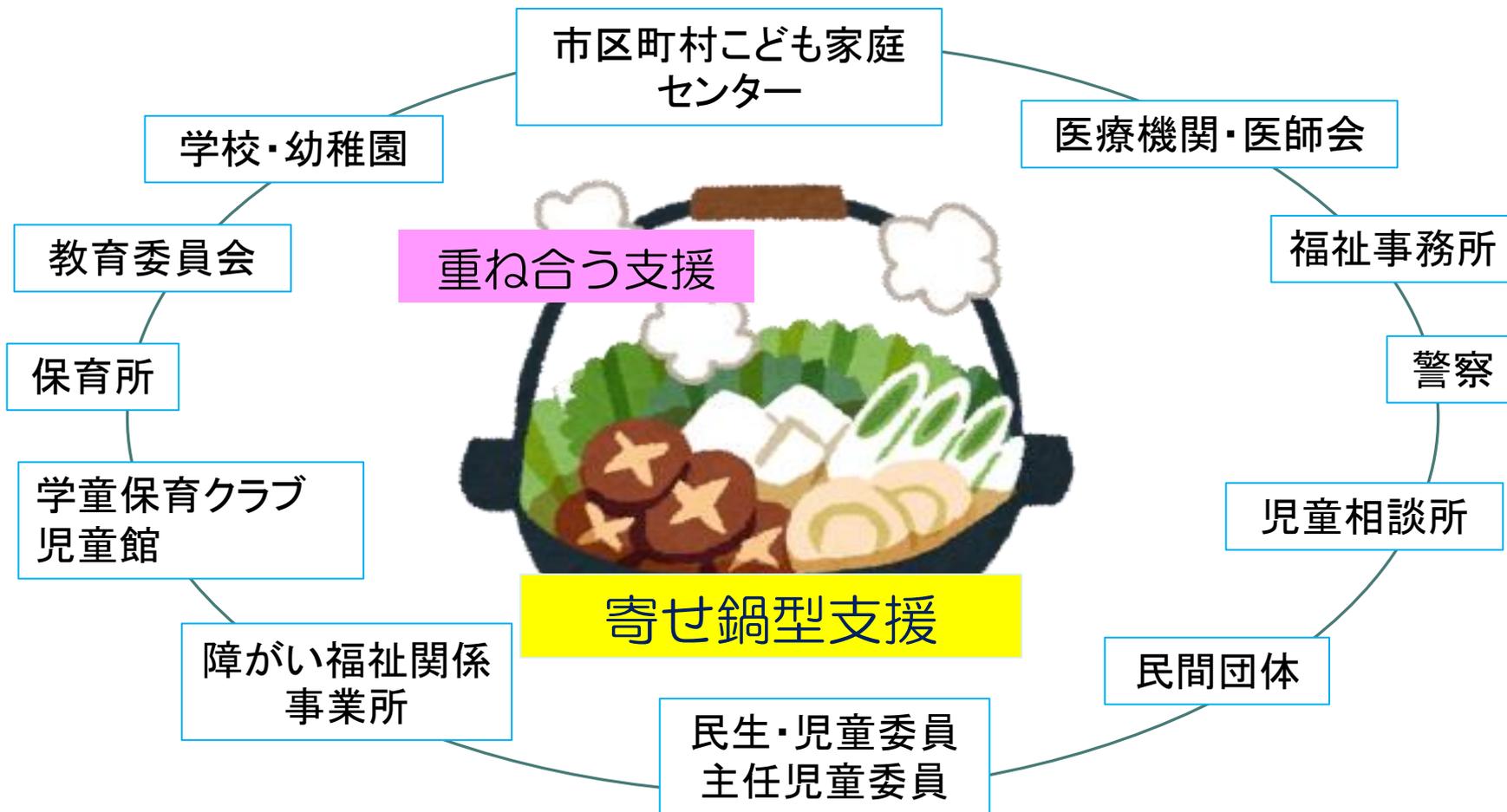
② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち**専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。**

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、**医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。**

母子保健と児童福祉のよりよい協働 のために

- ☆共同でアセスメントし、一緒に動く
- ☆両者の視点を示し合いながら、納得し合える協議を行う
共通のアセスメントツールの使用
- ☆片方にだけ役割を押し付けずに、協働する
- ☆母子保健から児童福祉への引継ぎを丁寧に行う
- ☆相互の人事交流を進める
- ☆両職種の人材育成を計画的に図る

地域の支援者による連携協働を進めるために



何よりも予防が大切

～予防型の相談支援体制の構築を～

虐待が起こる前の予防の取り組みが大切



子育ての困難を防ぐための
各種の子育て支援施策が充実する必要がある

家庭訪問型支援、子育てひろば(地域子育て支援拠点)、
家事育児支援、一時預かり(一時保育)、
ショートステイ・トワイライトステイ
子どもの居場所・子ども食堂 など



現状では足りない支援資源の創出を